

様式第4（第6条関係）

事業者が定める算定方法一覧表

事業者名 大垣ガス株式会社

収益・費用・資産の項目	算定方法	算定方法を定める理由
(費用) 供給販売費・諸経費・消耗品費	検針に係る消耗品を「検針（検針票投函に係る費用を除く。）」と「検針（検針票投函に係る費用に限る。）」に作業割合比にて配賦。	検針に係る消耗品は、「検針（検針票投函に係る費用を除く。）」と「検針（検針票投函に係る費用に限る。）」の共通のものであるため。
(費用) 供給販売費・諸経費・租税課金	固定資産税の内、圧力調整に係る資産の固定資産税を導管延長比にて配賦。	圧力調整に係る資産は、導管（本支管）の圧力等の監視を行うため。
(費用) 供給販売費・諸経費・その他経費（保険料）	自社導管（本支管）に係る保険料を導管延長比にて配賦。	自社導管（本支管）に係る保険料は、自社導管全てを対象ととしているため。
(費用) 供給販売費・諸経費・その他経費（委託作業費）	検針手数料について「検針（検針票投函に係る費用を除く。）」と「検針（検針票投函に係る費用に限る。）」に作業割合比にて配賦。	検針作業には、検針票投函に係る作業とそれ以外の作業が含まれているため。
(費用) 供給販売費・諸経費・その他経費（委託作業費）	ショップ委託料の内、開閉栓業務について「内管保安（消費機器に係る保安を除く。）」と「需要家共通（内管保安に係る費用を除く。）」に作業割合比にて配賦。	開閉栓業務には、内管保安に係る作業とそれ以外の作業が含まれているため。
(費用) 供給販売費・諸経費・その他経費（委託作業費）	検針関連のシステム更新委託作業費を「検針（検針票投函に係る費用を除く。）」と「検針（検針票投函に係る費用に限る。）」に作業割合比にて配賦。	検針関連のシステム更新委託作業費は、「検針（検針票投函に係る費用を除く。）」と「検針（検針票投函に係る費用に限る。）」の共通のものであるため。
(費用) 供給販売費・減価償却費	圧力調整に係る資産の減価償却費を導管延長比にて配賦。	圧力調整に係る資産は、導管（本支管）の圧力等の監視を行うため。
(費用) 営業外費用・資金調達	資金調達の内、製造所増設リース債務による利息を、製造帳簿価額比にて製造部門のみに配賦。	製造所増設リース債務による利息は、製造部門のみに係る費用であるため。